

# 入院制度について

## 厚生労働省精神・障害保健課

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院形態について

#### 1 措置入院／緊急措置入院(法第29条／法第29条の2)

【対象】 入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者  
【要件等】 精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置  
(緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は72時間以内に制限される。)

#### 2 医療保護入院(法第33条)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者  
【要件等】 精神保健指定医(又は特定医師)の診察及び保護者(又は扶養義務者)の同意が必要  
(特定医師による診察の場合は12時間まで)

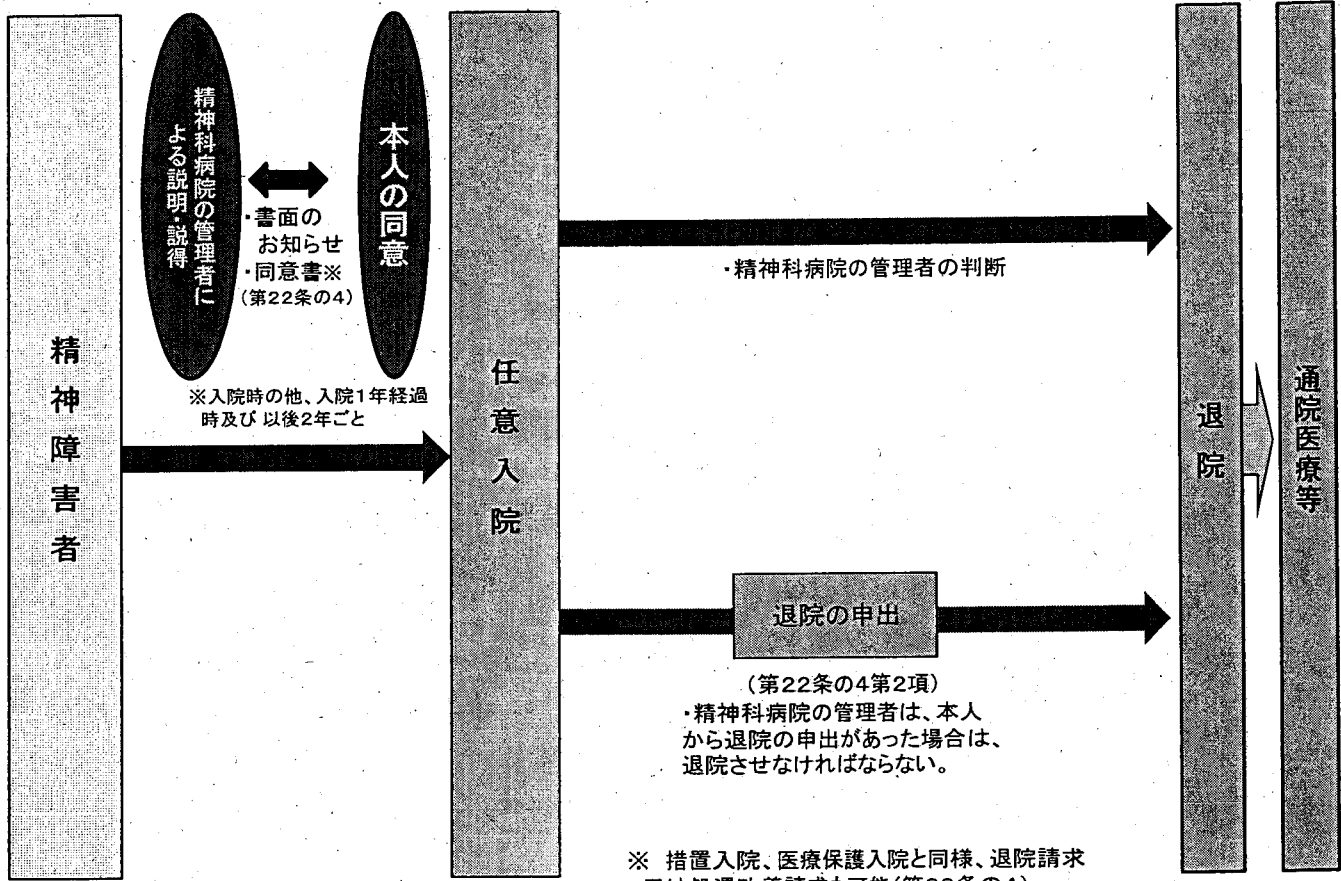
#### 3 応急入院(法第33条の4)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、急速を要し、保護者の同意が得られない者  
【要件等】 精神保健指定医(又は特定医師)の診察が必要であり、入院期間は72時間以内に制限される。  
(特定医師による診察の場合は12時間まで)

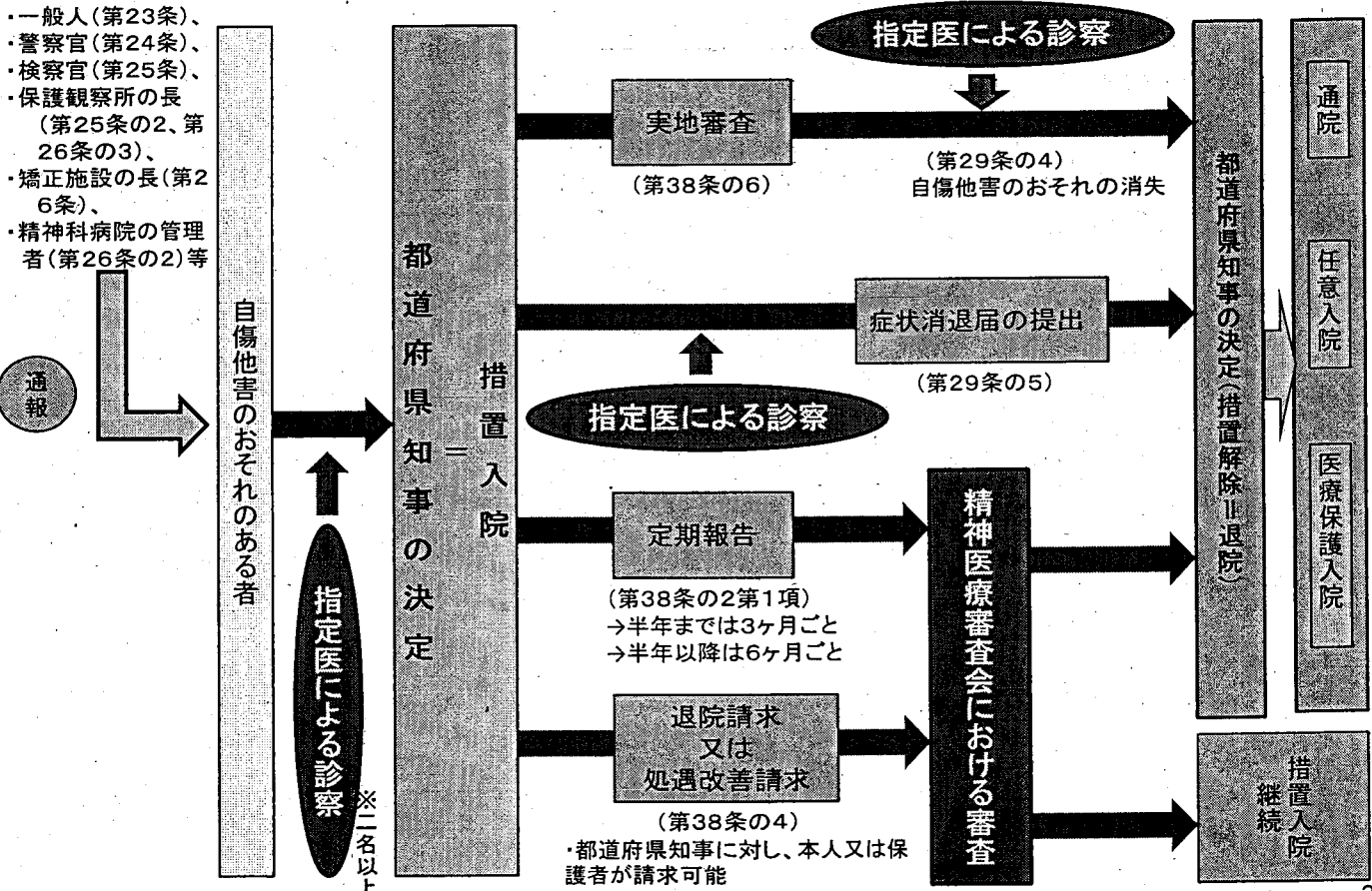
#### 4 任意入院(法第22条の3)

【対象】 入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者  
【要件等】 精神保健指定医の診察は不要

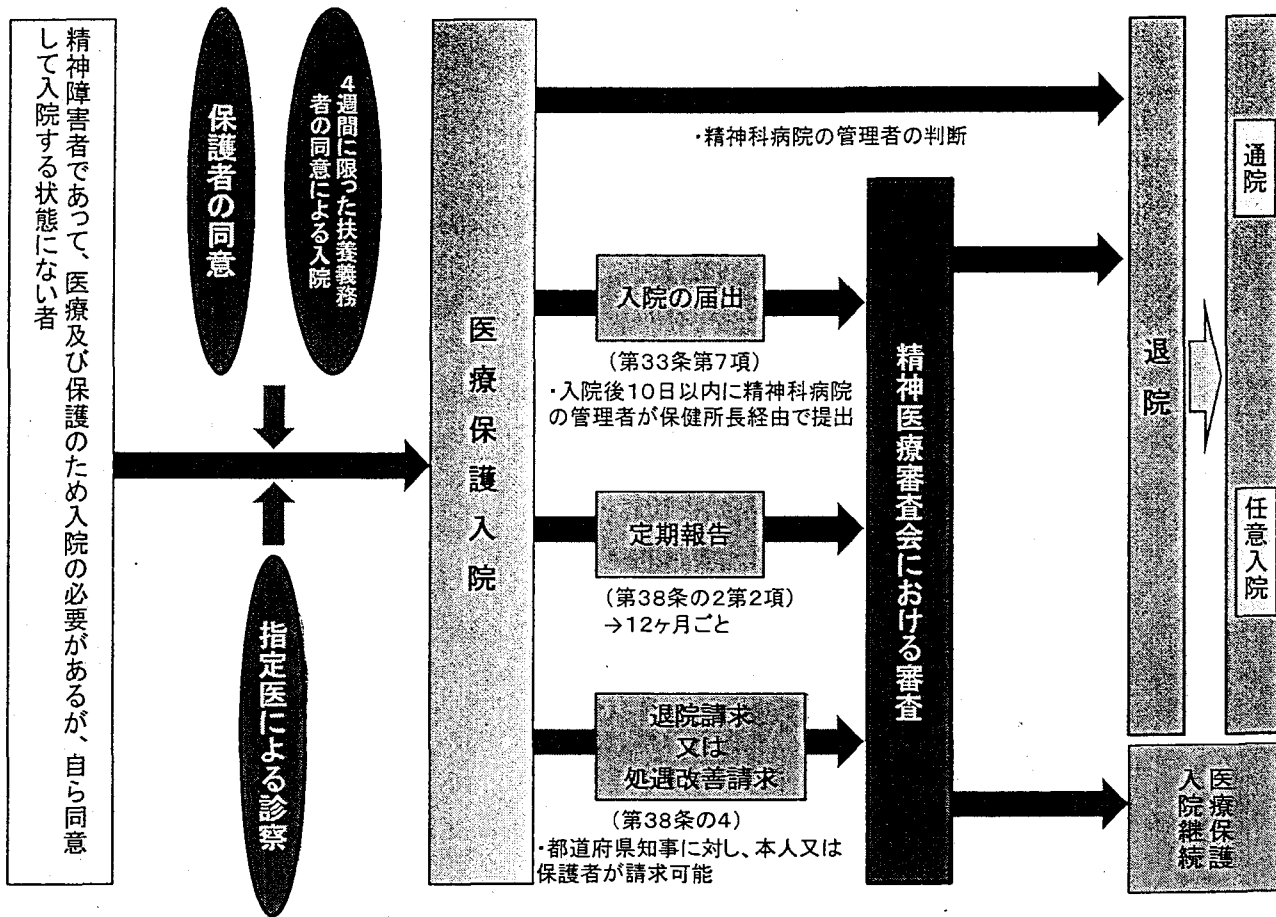
## 任意入院の流れ(第22条の3)



## 措置入院の流れ(第29条)



# 医療保護入院の流れ(第33条)



4

## 精神医療審査会 (精神保健福祉法第12-15条) (事務:精神保健福祉センター)

委員構成員(1合議体あたり5名)は、その学識経験に基づき独立して職務を遂行都道府県知事が下記の者から任命(任期2年)

- ☆ 精神科医療の学識経験者 2名以上(精神保健指定医に限る)
- ☆ 法律に関する学識経験者 1名以上(弁護士、検事等)
- ☆ その他学識経験者 1名以上(社会福祉協議会の役員、公職経験者等)

精神科病院の管理者からの

- ★ 医療保護入院の届出
- ★ 措置入院、医療保護入院患者の定期病状報告

<知事による審査の求め>

入院の要否の審査

入院中の者、保護者等から

- ★ 退院請求
- ★ 処遇改善請求

<知事による審査の求め>

入院の要否  
処遇の適・不適の審査

<速やかに審査結果通知>

<速やかに審査結果通知>

都道府県知事・指定都市の長  
審査会の審査結果に基づいて都道府県知事・指定都市の長は退院命令等の措置を採らなければならない(審査会決定の知事への拘束性)………法第38条の3第4項、法第38条の5第5項

必要な措置

当事者、関係者に通知

5

# 精神医療審査会における審査の状況

## 1. 定期報告、退院等請求の審査状況

	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	審査件数	審査結果
		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		入院又は処遇は不適当		入院又は処遇は不適当
合計	87,063	4	3	3,240	3	0	2,178	111	259	14
(割合)		0.005%	0.003%		0.093%	0%		5.1%		5.4%

資料:平成20年度衛生行政報告例

## 2. 実地審査(法第38条の6第1項)の状況

平成20年度

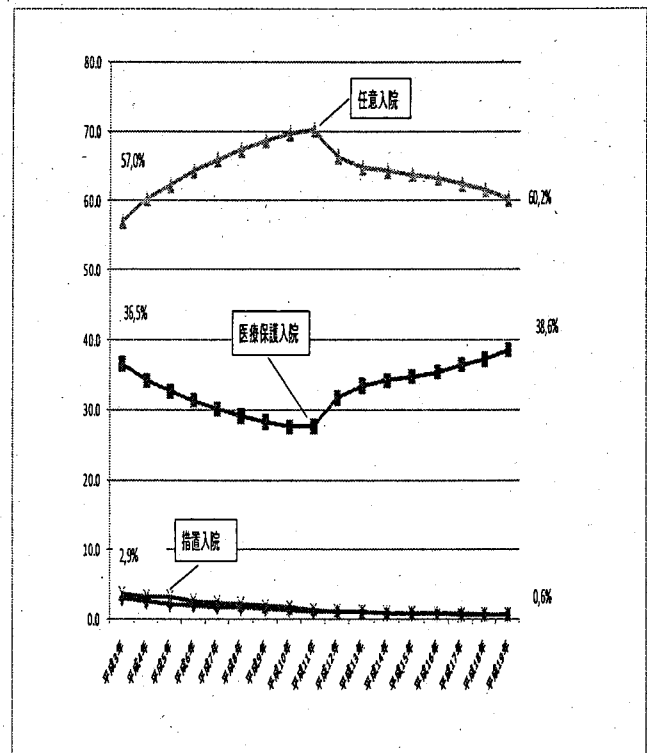
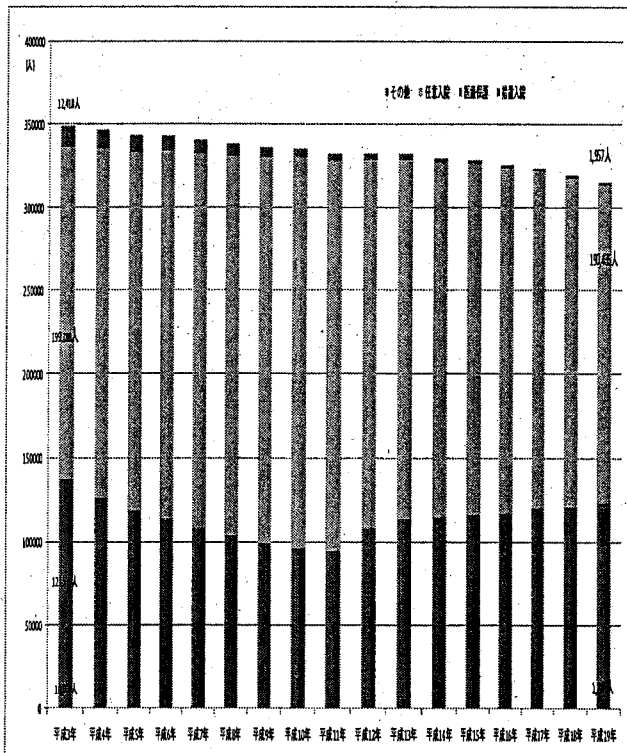
	実地審査の実施件数					審査の結果処遇改善命令					審査の結果退院命令				
	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計
全国計	1,515	1,151	4,479	14	7,159	15	7	2	0	24	0	2	6	0	8

資料:精神・障害保健課調

6

## 入院形態別在院患者数の推移

資料:精神・障害保健課調  
(各年6月30日現在)



7